

令和6年度教育旅行誘致促進業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度教育旅行誘致促進業務

2 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に増加した「県内」の学校が「県内」を目的地として実施する教育旅行については、5類感染症への移行に伴って減少し、全国の学校において「県外」への教育旅行に回帰しつつあるため、「県外」からの教育旅行の誘致の強化が急務となっている。

そこで、本県が教育旅行の目的地として選ばれるよう、令和5年度に制作したポータルサイトの活用・充実を図りながら、プログラムの磨き上げや造成に取り組むとともに、旅行会社や学校関係者等に対するセールスにより県外からの教育旅行の誘致強化に取り組むものである。

3 業務の実施期間

契約の日から令和7年3月24日（月）まで

4 業務の内容

(1) プログラムの造成

次のプログラムをとりまとめ、令和5年度に制作したポータルサイトサイト(※)にその内容を掲載すること。プログラム内容の詳細については、契約締結後、当委員会との協議により決定することとする。

また、紹介する施設については、サイト掲載に係る調整を行い、写真の提供や使用許諾を得ること。また、必要に応じて現地取材を行い、写真や動画の撮影を行うこと。取材・撮影にあたっては、事前に日程、体制及び内容について計画書を提出すること。取材・撮影許可に係る手続きや各事業者との調整等の一切の業務は受託者が行うこととする。

※みえけん！教育旅行ポータルサイト

<https://educational-travel.kankomie.or.jp/>

① 離島体験

島内探索で島民との交流や、文化に触れ、島文化や海の資源の大切さなどを学ぶ（気付く・発見する・感動する）ことができるプログラムを整理し、とりまとめること。

② 受入体制

ア 雨天時代替メニュー

雨天時対応が可能なプログラムや施設に関する情報を整理し、とりまとめること。

イ 大人数受入の仕組

大人数受入が可能な宿泊施設、体験施設等の受入体制に関する情報を整理し、と

りまとめること（対象とするエリア等については、契約締結後、当委員会との協議により決定）。

③ 学習プログラム

事前・事後学習（美しい自然、食文化、熊野古道伊勢路の保全など伝統・文化や持続可能性等を学ぶことにつながる内容を取り扱うもの）に活用できるワークシートを作成すること。

④ その他

①～③以外で三重らしさや独自性があり、誘致に効果的なプログラムを1件以上整理し、とりまとめること。

（２）モニターツアー

- ・県内外の旅行会社を対象として、（１）により作成したプログラムを実際に体験、評価するモニターツアー（1回程度）を実施すること。行程等の詳細については、契約締結後、当委員会との協議により決定することとする。
- ・参加者の募集は受託者において行うこと。1回のツアーにつき参加者は15名程度（1社あたり最大2名までを想定）とし、教育旅行を取り扱っている県内外の旅行会社の担当者を対象とすること。
- ・モニターツアー実施にかかる一切の手配（企画、参加者・訪問先等関係者との調整、参加者の交通手段・宿泊・アクティビティ・見学等全行程の手配、全行程のアテンド、資料の作成等）を行い、ツアーに係る経費は全て委託費用に含めること。なお、行程以外の飲食及び個人的消費にかかる経費は参加者自身の負担とする。
- ・ツアー中の事故に備えて、参加者全員に国内旅行傷害保険等に加入させること。保険料は参加者負担とする。
- ・ツアーの実施にあたっては、旅行業法、道路運送法等の関係法令を遵守すること。
- ・ツアー実施後は、参加者にアンケートを実施するとともに、行程中に随時ヒアリングを行い、参加者の求めに応じて必要な情報提供及びデータ提供を行うこと。また、アンケートの回答結果については、集計・分析を行ったうえで当委員会に報告すること。
- ・参加者の使用許諾を得てツアーの様子の写真や動画を撮影すること。

（３）ポータルサイトの磨き上げ

令和5年度に作成したポータルサイトにおける掲載施設を増加させるため、宿泊施設、食事・休憩移設等に対し掲載を働きかけるとともに掲載内容の調整を実施すること。また、必要に応じ、掲載済である内容の更新・充実を図ること。

なお、ポータルサイトの更新を行う際は、当委員会が別途契約をしている保守事業者と調整を実施すること。

※サイト内に掲載する写真や映像にあたっては、著作権元や事業者から使用許諾を得るとともに、使用料等の諸費用が発生する場合は受託者が負担すること。

(4) セールス等

①セールスおよびヒアリング

次のアおよびイについて、合計100件以上のセールスを実施すること。そのために必要な調整は受託者が行うこととし、セールス先、手法等の詳細については、契約締結後、当委員会との協議により決定することとする。

ア 旅行会社

県外の学校が実施する教育旅行を取り扱う旅行会社の教育旅行担当者に対し、訪問営業やオンライン面談、説明会等の手法により直接的なセールスを実施するとともに、本県への誘致にあたっての課題についてのヒアリングを実施すること。

イ 学校

中京圏・関西圏の小学校・中学校や首都圏の高校等に対し、訪問営業やオンライン面談、説明会等の手法により直接的なセールスを実施するとともに、本県への誘致にあたっての課題についてのヒアリングを実施すること。

なお、本県での教育旅行の実施実績等がある学校へのセールスにあたっては、学校側が把握する目的地（宿泊施設、体験施設、食など）に対する生徒の満足度について調査を実施すること。

②その他

ア 当委員会が令和5年度に作成した「三重県教育旅行ガイドブック（※ポータルサイトに掲載）」(A3 二つ折り、カラー、10 ページ)を1,000部印刷し、セールスに活用すること。

イ 教育誌や機関誌等の媒体での情報発信など誘致に向け効果的な取組を自由に企画立案し提案すること。

③課題・方向性の整理

令和7年度以降の取組の参考となるよう、①によるセールス等を行ったことで把握した本県での教育旅行実施に向けて学校側が重視する事項やハードル等の課題、今後の方向性等をとりまとめること。

5 報告書及び成果物の提出

(1) 納品物

委託業務実績報告書（紙媒体1部及び電子データ）

(2) 納入場所

みえ観光の産業化推進委員会事務局（三重県観光部観光誘客推進課内）

(3) 納入期限

令和7年3月24日（月）

6 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものと

します。

7 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ウ 当委員会に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、当委員会と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

8 その他

- (1) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (2) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、当委員会の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって当委員会に譲渡されるものとする。また、乙は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、当委員会の検査後に支払うものとする。
- (5) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに当委員会に報告し、当委員会の指示に従うこと。
- (6) 受託者は業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければならない。
- (7) 当委員会は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (8) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。
- (9) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、当委員会と協議し、その指示に従うこと。
- (10) 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、当委員会と協議して実施するものとする。

- (11) 本業務において制作されたコンテンツ（作成したデザインデータ、受託者が撮影した写真・動画等）は、当委員会が発信するウェブサイト、紙媒体及びデジタルサイネージ等において無償で二次使用を可能とすること。